

10. 災害復旧事業の概要と実施について

災害復旧事業の概要と実施について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
令和2年11月5日



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

災害復旧事業関係法令等



国土交通省

○ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(政省令含む) (昭和26年3月31日 法律第97号)

異常気象により発生した災害により、地方公共団体又はその機関が維持管理する公共土木施設が被災した場合に、一定の要件に該当する復旧事業について、地方公共団体の財政力に適応するように費用の一部を国が負担する事を定めたもの。

○ 港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領(同取扱含む) (昭和40年9月15日 港湾局長通達)

国土交通省所管の港湾施設及び海岸(港湾に係るもの。)の公共土木施設における災害復旧事業の対象範囲、採択基準、応急工事の条件などを具体的に定めたもの。

災害復旧事業の目的及び定義

(目的)

- この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、**災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保すること**を目的とする。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第1条)

(定義)

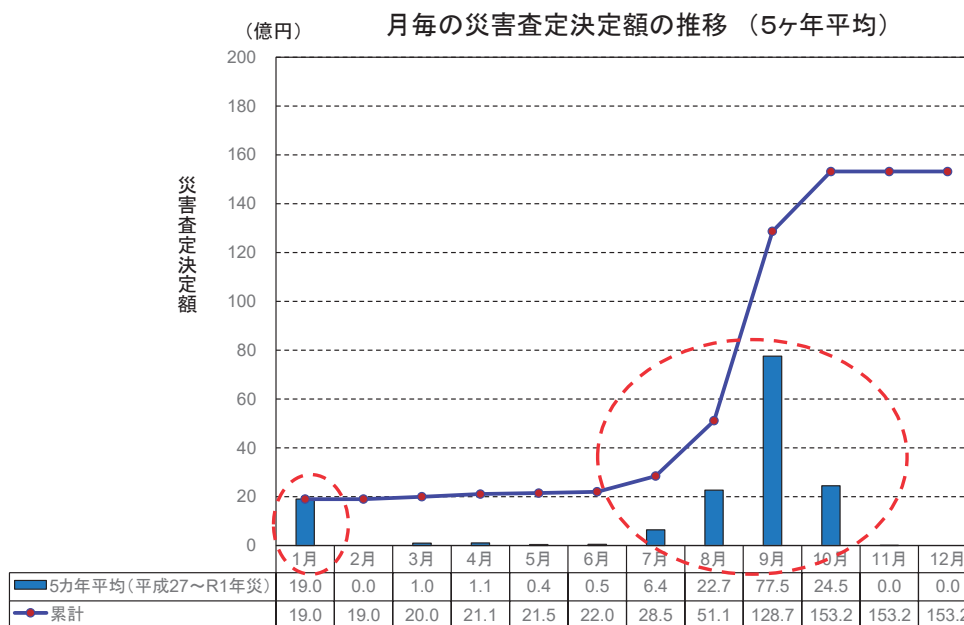
- この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因って必要を生じた事業で、**災害にかかった施設を原形に復旧すること**を目的とするものをいう。(同法 第2条第2項 抜粋)
- 国は、法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち**政令で定める公共土木施設**に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、**その事業費の一部を負担**する。(同法 第3条第1項 抜粋)

(概要)

- **災害復旧事業は暦年毎に、その発生順に〇年災第1号、第2号……と整理され、予算措置は災害発生年度を含む3ヶ年度に限られる。**

災害被害額月別変動

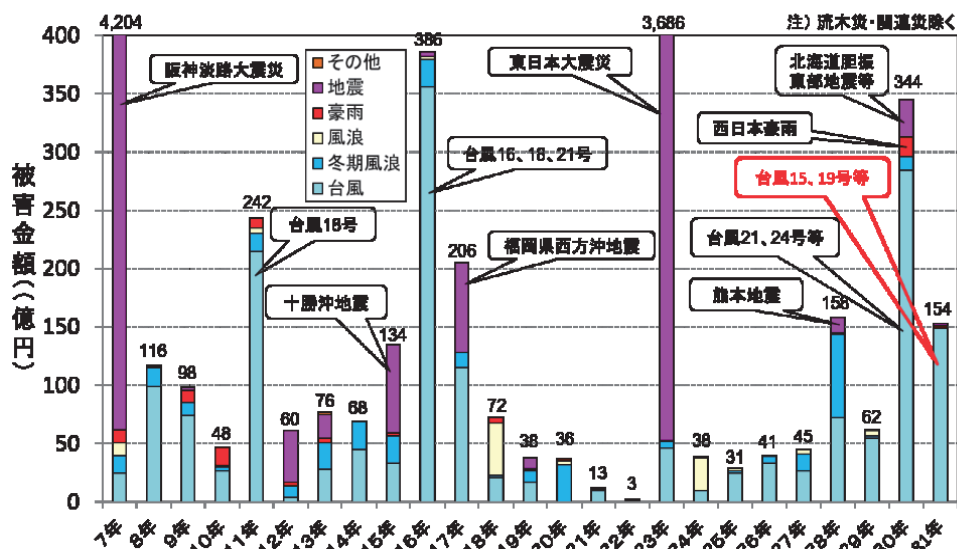
- ここ5年では、1月の冬期風浪、7月の豪雨、8～10月の台風による被害が発生



注) 傾向把握のため、突発的に発生する地震災害は除いている。

港湾関係災害の傾向と災害復旧事業費の推移

- 港湾関係での災害発生要因は台風、地震、冬期風浪が主体
- 台風災害は、防波堤などの外郭施設の被害が多く、豪雨災害では航路・泊地の水域施設の埋没が発生
- 地震災害は、岸壁などの係留施設の被害が多く、発生すると被害が大きく 経済活動への影響大
- 令和元年は、台風災害に限れば平成7年以降では4番目の被害額を記録



4

令和元年災 災害復旧事業箇所

○令和元年は、台風、低気圧等により災害査定案件**95件(直轄災4件、補助災91件)**が発生

令和元年災 港湾関係
災害復旧事業箇所(直轄災)



■ 災害起因となった異常気象

※関連災害除く

異常気象名	災害日	港数	件数	摘要
冬期風浪	3/13	1	1	
豪雨	5/17～20	1	1	
山形県沖地震	6/18	1	3	
豪雨(梅雨前線)	6/29～7/6,7/20～21	2	2	
台風10号	8/15	7	12	
台風15号	9/9	4	13	
台風17号	9/22～23	10	16	
台風18号	10/2	1	2	
台風19号	10/11～13	28	45	激甚災害(本激)
計(直轄・補助)		55	95	

■ 被災した施設別内訳

施設名	件数
水域施設	15
外郭施設	36
係留施設	22
廃棄物埋立護岸	3
臨港交通施設	3
海岸施設	12
その他	4
計(直轄・補助)	95

伏木富山港 台風19号 防波堤

宮古港 台風19号 防波堤

川崎港 台風19号 岸壁

横浜港 台風15号 護岸等

5

事例1：波浪により防波堤が被災



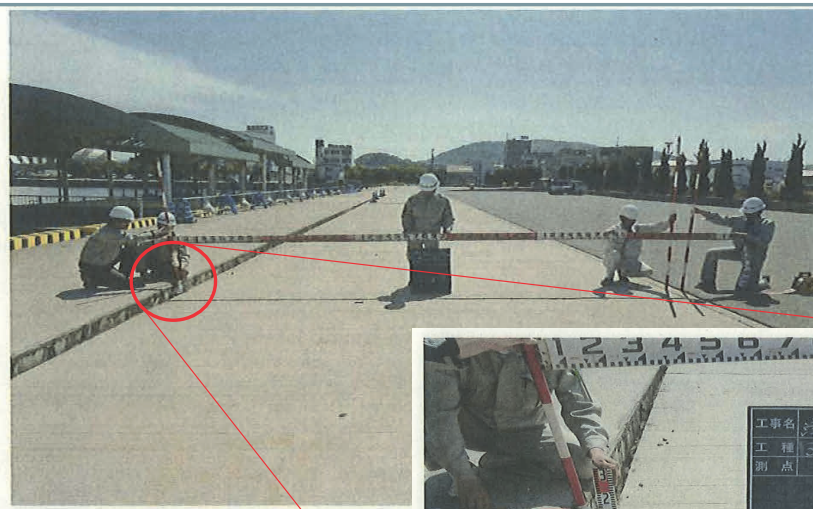
6

事例2：豪雨により航路泊地が埋塞

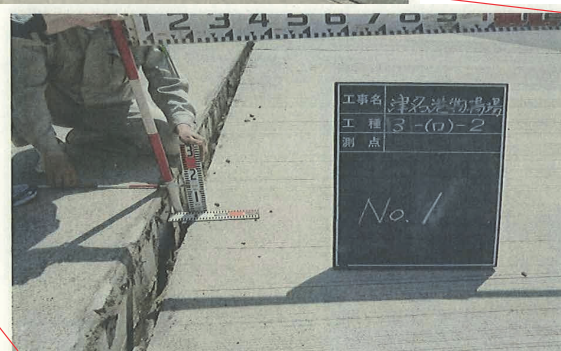


7

事例3：地震により物揚場等が被災



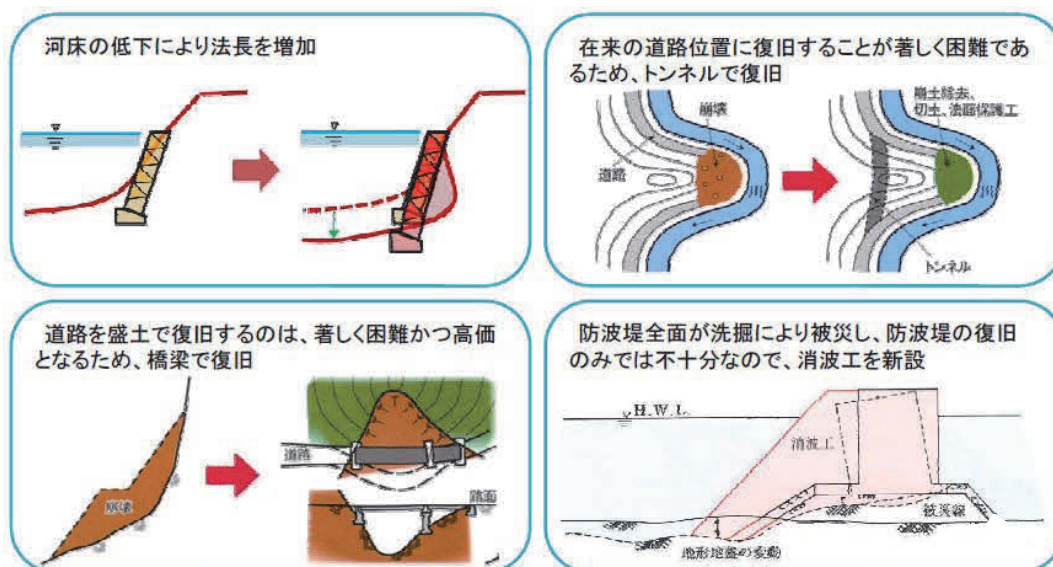
段差＝120mm
すきま＝80mm



8

原形復旧とは

- 原形復旧とは、従前の効用を復旧するもので、単なる元どおりではない。
- 元どおりの復旧が不適当な場合や困難な場合、形状、材質、寸法、構造など質的な改良を実施。



※出典：国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ

9



※出典：国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ

10

要件

- ①異常な天然現象による災害（法 第2条）
- ②国土交通省（港湾関係）所管の公共土木施設
（法 第3条）
（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下「令」） 第1条）
- ③地方公共団体又はその機関が維持管理
している施設（法 第3条）
- ④地方公共団体又はその機関が復旧事業
を施行（法 第3条）

11

① 異常な天然現象の要件

(港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領
(昭和四十九年九月十五日付 港災第七八三号 以下「要領」) 第二 2)

- ・ 最大風速15m／s(10分間平均)以上
- ・ 異常な高潮、波浪、津波
- ・ 最大24時間雨量が80mm以上
- ・ 河川の警戒水位以上の出水
- ・ 地震、地滑り等
- ・ 低温

12

② (港湾関係) 公共土木施設の要件

港湾施設

- ・ 水域施設
- ・ 係留施設
- ・ 廃棄物埋立護岸
- ・ 港湾広域防災施設
- ・ 外郭施設
- ・ 臨港交通施設

海岸

海岸保全区域内の国土を保全するために防護が必要な海岸、又はこれに設置する堤防、護岸 突堤等の施設。

13

③維持管理

地方公共団体又はその機関が、維持管理計画書に基づき維持管理している施設であること。

当該施設が、港湾台帳・海岸保全区域台帳に正しく掲載されている施設であること。

④災害復旧の実施機関

地方公共団体又はその機関が施行する
災害復旧事業であること。

14

適用除外項目

(法 第6条)

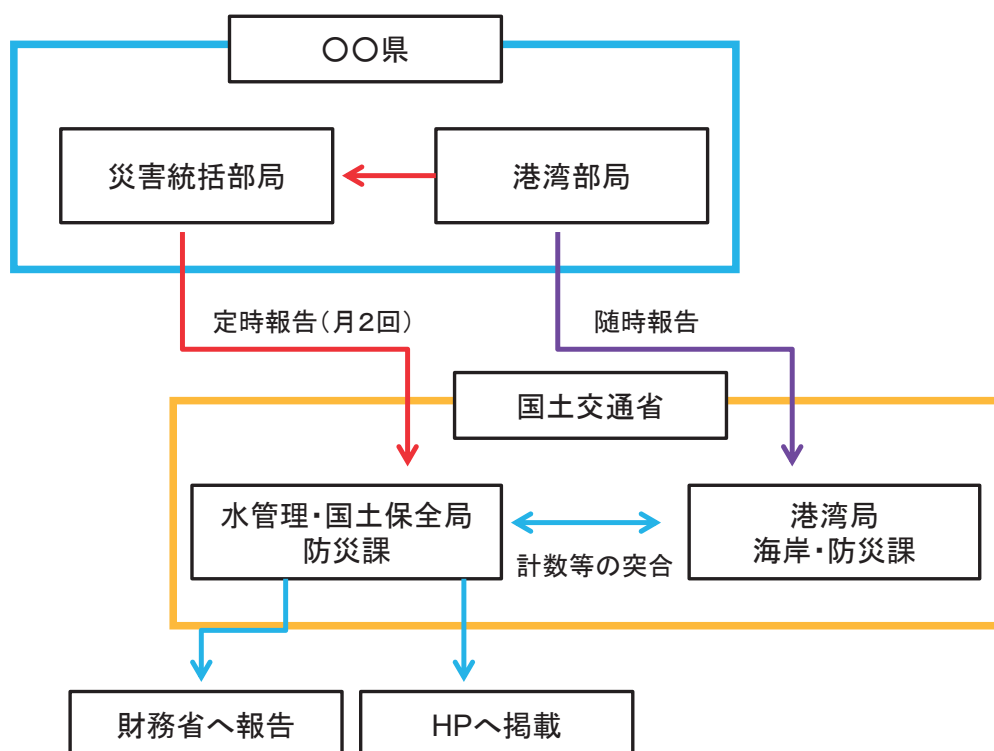
- ① 一箇所の工事費が限度額未満のもの
 - ・都道府県、指定市、一部事務組合：120万円未満
 - ・市(指定市除く)町村、港務局：60万円未満
- ② 復旧工事の費用に比してその効果が著しく小さい
- ③ 維持工事とみるべきもの
- ④ 設計の不備、工事施工の粗漏に基因して生じたもの
- ⑤ 維持管理の義務を怠った事に基因して生じたもの
- ⑥ 港湾等の埋そくに係るもの
(但し、維持、公益上特に必要と認められるものを除く)
- ⑦ 天然海岸の欠壊に係るもの
(但し、維持、公益上特に必要と認められるものを除く)
- ⑧ 災害復旧事業以外の事業の工事中に生じたもの
- ⑨ 小規模な施設に係るもの

15



国土交通省

17



査 定

現地査定を基本(要領 第一二)
(申請額300万円未満、現地査定困難な場合は机上)

- ・採択
工事費、採択条項、緊急順位を決定。
- ・保留(要領 第九)
一箇所の復旧工事費が4億円以上、または採否の判定が困難
→ 本省間協議へ。
- ・不採択
 - 1) 失格
採択限度額未満の場合。(査定により実施設計額が限度額未
満となった場合には自動的に失格)
 - 2) 欠格
はじめから申請条件を満たしていない案件

異常気象によって急激に著しく埋そくし、維持上又は公益上特に必要と認められる場合のみ、災害として採択できる。

【維持上又は公益上特に必要と認められる場合】

☆ 航路、泊地が埋そくし、船舶の航行及びけい留に重大な支障を及ぼす場合の当該埋そくに係る工事。

原則として1年以内の資料(被災前後の深淺図を比較、等)を十分検討し、被災前の有効面積及び水深の範囲とする。

- ◇ 通常維持管理している区域(範囲等)の明確化・・・港湾台帳に記載
- ◇ 通常維持管理している区域の深淺測量等の実施・・・定期的な管理
- ◇ 被災前における船舶の利用状況・・・写真等で判断
- ◇ 出入船舶調書、船型、トン数、吃水等が判断できる資料

20

- これまで、係留施設等の付帯施設として見なされる港湾保安施設が単体で被災した場合は災害復旧事業の対象施設ではなかったが、平成30年災より災害復旧事業の対象として新たに追加。

(平成30年10月10日 国土交通省港湾局海岸・防災課 総括災害査定官 通知)

港湾保安施設(「SOLAS条約」及び「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等」に基づく施設をいう。以下、同じ。)が災害により被災した場合、港湾施設本体(係留施設等)は健在でも、SOLAS条約等の規定により外航船舶に係留し、貨物の積卸しや旅客の乗降をすることができない。

これは、係留施設等として効用を発揮できないことと同意義と考えられる。

このため、港湾保安施設については、係留施設等の機能回復を目的として、単体のみの被災であっても、国が「係留施設等」を整備するために付随して建設し管理している施設(その他施設)として直轄災の対象としたので通知する。

1. 具体的な対象施設

侵入防止設備(フェンス等障壁、扉、車止め)、照明設備、監視装置(監視カメラ、スピーカー、センサー等侵入検知装置及び制御装置)、その他の設備(出入管理装置、手荷物検査装置及び通信設備(船舶港湾施設間通信設備及び緊急通報設備))

2. 適用

平成30年災より適用

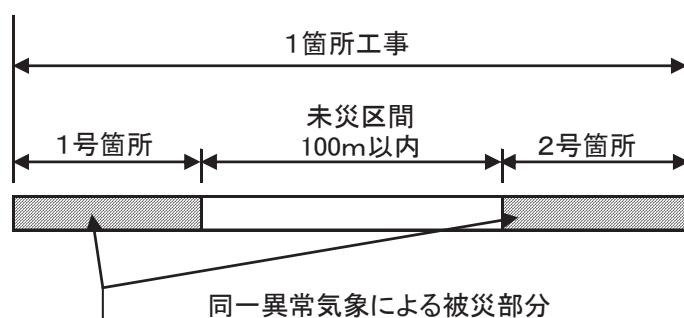
21

1 箇所工事の扱い①

「1箇所」の考え方については、施設の種類や技術上分離適当か等の判断により扱い方が異なる。

1. ひとつの施設について災害にかかった箇所が100m以内の間隔で連続しているもの。

(例) 防波堤の場合



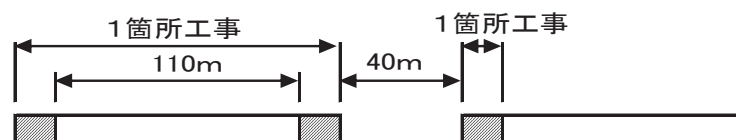
※未災区間が100mを超えると2箇所扱いとなる。

22

1 箇所工事の扱い②

2. 橋、水制、床止、その他これらに類する防舷材、浮さん橋及び可動橋、突堤(防砂堤)等の施設であっては、以下のとおり1箇所の工事として取扱っている。

(例) 離岸堤の場合



【注意事項】

- ◇ 災害にかかった各々の箇所の所管が同一であること。
- ◇ 各々の箇所が同一被災年月日であること。
- ◇ 年災の異なる場合又は同一年災であっても被災月日の異なる場合については、増破の取扱いをするものを除き、原則として別個の工事として取扱うこと。

23

- 被災箇所 の 現地表示 及び 写真 を 整理
- 被災箇所 と 気象・海象観測場所 と の 関係 が 分かる 資料 を 整理
- 消波ブロック等 の 在材 の 有効利用 を まず 検討
- 天然海岸 の 被災 において、被災前写真等 の 資料 を 用意

- 査定設計積算で計上できない経費
 - ・ 水雷・傷害等保険料
 - ・ 現場環境改善費
- 平成27年4月から計上できるようになった経費等
 - ・ 事業損失防止施設費（例：汚濁防止膜（枠））
 - ・ 金額が確定していない場合の、現場発生材等の投棄、処分料
- 平成28年1月から計上できるようになった経費等
 - ・ 一般管理費率の前払い金額支出割合による補正
 - ・ 契約保証金

- 埋そく災害において、自然埋そく土量（維持土量）が推定される場合は、査定設計では当該土量分を控除。

（維持相当分土量は、深淺測量、維持浚渫土量等の実績に基づき、経過期間、対象面積等を考慮の上算定。）

○ 平成27年4月からの変更点

- ・搬出場所が決まっていない場合の、査定設計における現場発生材の流木・残土等の運搬距離について、「2kmまで」という制限の撤廃。
- ・金額が確定していない場合の、査定設計における流木塵等の埋そく災害による処分費について、「一次仮置場所への運搬まで」という制限の撤廃。

26

○ 監視船等については、保安部と事前調整し計上。

（積算上の工程に基づいた必要日数の根拠が必要。）

- 間接工事費は、工種（浚渫、構造物、海岸）に適合したものを使用。ただし、2種類以上の区分を有する工事については、主たる工種区分の間接工事費率を適用。なお、判断基準は金額による。

○ 基準改定に伴う諸経費率の適用に努める。

27

重要な内容変更を伴う案件については大臣の同意を要する設計変更として取り扱う。

○設計変更による工事費の増減が、当該工事箇所における決定工事費の3割若しくは2,000万円を超えるもの（ただし、3割を超える場合であっても、工事費の増減が300万円以下のものは除く。）

○復旧工法の変更

○起点、終点の変更を伴う変更 等

※「工法変更」の判断に迷う場合は本省へ相談すること！

28

応急工事費の取扱（要領 第五）

（1）応急工事の要件

- ① 事前に工法等の打合せを行い、かつ工事の施行が確認できるもの。
- ② 応急仮工事は、復旧本工事費が限度額以上。
 - ・ 都道府県、指定都市、事務組合：120万円以上
 - ・ 市（指定都市除く）町村、港務局：60万円以上

（2）応急工事の工法打合せ

- ・ 工法打合書、図面、写真等の関係資料の整理。

29

合併施行の条件

災害復旧事業と他事業を合併施行する場合は、以下のような条件が必要。

- ①その他の事業と災害復旧事業の「目的(効用、機能)」が合致し、両事業を「早期に達成」出来ること。
- ②災害復旧事業のみで復旧するよりその他の事業と合併して施行することが「経済的」で「手戻り等」が生じる恐れがないこと。
- ③その他の事業が「公共事業」であり、合併施行後、その他事業の施設が「公共土木施設」となること。

※合併施行の実施にあたっては、国土交通大臣への事前協議が必要。

30

再調査

採択後の状況変化を勘案し、事業費を精査する。
(例年5月～7月に実施)

対象: 前々年に発生した災害に係る全ての箇所(東日本大震災関係にあつては、23年以降において採択された全ての箇所)
※平成29年より、発災2年目の再調査を取りやめ。

留意事項: 数量、単価 等の事業費変動要因が明確か。
(特に事業費が増加している場合。)

再調査にあたり

- 数量及び金額(単価)変更の増減内訳・根拠を整理すること。
- 設計変更、経費の配分変更等の手続きは再調査前に終了させること。
- 財務局に事前説明を行うこと。
- 事前に現地の状況、設計内容等を再確認しておくこと。

31

1) 内定通知の流れ

- ・都道府県等工事分(市町村監督事務費含む)

国土交通本省(海岸・防災課)→都道府県等

- ・市町村工事分

国土交通本省(海岸・防災課)→都道府県経由→市町村

2) 交付申請(決定)の流れ

- ・都道府県等工事分(市町村監督事務費含む)

都道府県等→国土交通本省(海岸・防災課)→都道府県等

- ・市町村工事分

市町村→都道府県→市町村



国土交通本省(海岸・防災課)へ報告

32

会計機関等

港湾関係の災害復旧事業及び災害関連事業における会計機関は、予算決算及び会計令第140条による協議により、以下のとおりとされている。

1. 歳入徴収官 …… 都道府県 会計管理者
2. 支出負担行為担当官 …… 都道府県 土木部長等
3. 支出官 …… 都道府県 会計管理者

33

災害復旧事業が完了した場合には、事業費を精算し主務大臣の成功認定を受けなければならない。

成功認定は、前年度における交付決定の基礎となった額(国庫負担基本額)を対象として行うものであり、いわゆる施越工事或いは国庫債務負担行為の工事に係る施行年度とは関係するものではなく、あくまで国の負担金を交付した年度に実施された事業について認定を行うものである。

事業を完了した翌年度に完了実績報告書を提出する補助事業との違いに注意。

34

・全部成功：

同一年災の全ての箇所が竣功し、かつ国費の受入も完了している場合に行う成功認定。

・一部成功：

同一年災が全部成功に至っていない場合において、各年度に交付された国費相当分の事業を対象に、各年度に行う成功認定。

○翌年度に繰り越した場合・・・国費を受け入れた年度の翌年度に実施。

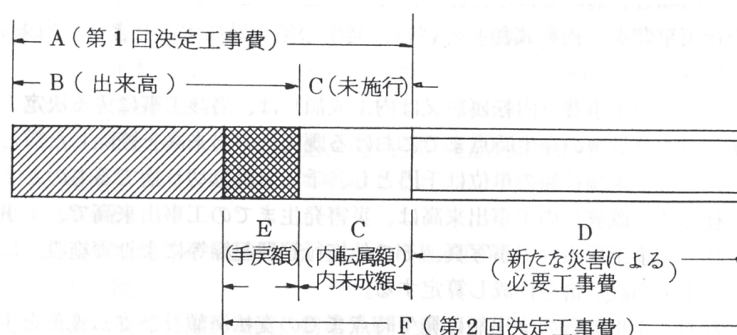
35

内未成と内転属

災害復旧工事の完了前に新規災害で増破を生じた場合、
前の災害の未施行部分、又は未着手部分を後の災害に含めて1箇所の新規災害とする。

内未成: 前災と後災の発生年が異なる場合

内転属: 前災と後災の発生年が同じ場合



36

災害復旧事業の留意事項①

平素の措置

- 平素から港湾・海岸施設の維持管理をすること。
 - ☆定期的・定量的な調査測量管理等
 - ☆施設の補修・復旧による善良な管理と良好な状態の維持
 - ☆水域施設の測量及び維持浚渫等の実施
- 被災状況の確認として、被災前施設の写真が重要な判定要素となるので、平素から施設等の写真を整理しておく。
 - (全体写真、部分写真等)
- 平常時の施設の状態及び利用状況を把握しておく。
 - (岸壁等の取扱い貨物量等)
 - インターネット情報(Googleなど)

37

平素の措置

- 施設の構造図等、図書を整備しておく。
(工事写真、完成写真、完成図、設計計算書等)
- 港湾法・海岸法で規定している、港湾台帳・海岸保全区域台帳を整備しておく。
(区域平面図、施設位置図、施設断面図等)
- 施設築造後、被災等で断面が変更している場合は、台帳も訂正し、最新の断面等に更新しておく。
- 気象・海象関係資料を整備しておく。
(設計時、統計分析等)

38

災害報告等

- 被災施設の現地状況調査並びに報告を速やかに実施する。
 - ☆被災内容、被害金額、災害速報、災害報告書等
 - ☆維持工事等の範囲か、当初設計の不備又は施行の粗漏かの確認
- 異常な天然現象を立証する資料の整備をする。
 - ☆公的機関又は民間の観測データ(特に波浪データ)の収集
 - ☆波浪推算からの立証

39

復旧工法等

- 復旧工法は被災現場を詳細に調査し、過度にならないよう適切な復旧断面とする。

- ☆被災原因の究明と復旧工法の整合を図り、採択条項を決定する。

- ☆経済性も考慮して複数工法にて比較検討する。

- ☆特に被災施設前面の海底変状の測定や、水中被災部の確認は十分に行う。

- 被害が激甚なもの・災害関連事業・応急工事等を申請する場合は、事前に当課と十分な打合わせを行い調整を図る。

- ☆現地査定の能率化・迅速化を図るため、被災・復旧内容等の事前打合わせを行う。

40

復旧工法等

- 復旧断面、区間等の申請に遺漏のないよう、現地の被災状況を把握する。

- ☆申請替えは、原則として不可。 ☆起終点を明確にする。

- ☆申請箇所と未申請箇所の区分を明確にする。

- 被災箇所の測量は、適切な測点位置及び適切な測量方法により実施し、写真等でその測量結果が確認できるように資料整備しておくこと。

- ☆断面変化の大きい箇所<変化点>は、適切に測点を増して測量する。

- ☆消波ブロック等の沈下では、丁張りを設けて写真撮影を行う。

- ☆水中部の被災状況は、テープ等を被写体に入れ写真を撮る。

41

災害査定

○ 申請内容は、自信と責任を持って説明すること。

☆現地の状況及び申請内容を詳細に説明し、互いに十分理解し、納得できるまで意見交換すること。

☆被災している「はず」、「だろう」は対象外。

☆査定業務が円滑に進むよう努力すること。

☆違算又は申請内容の訂正の場合は、あらかじめ説明する。

○ 現地において、査定が支障なく実施できるよう、被災箇所及び周辺のゴミ・雑草等は取り除いておくこと。

☆維持管理不良による災害と誤解を招く。

(必ず説明担当者が現地状況と申請内容を確認すること。)

42

災害査定

○ 構造物の亀裂等の被災は、日時の経過とともに変化するのでペンキ等で明示し、写真撮影等しておく。

○ 高潮・波浪等による浸水の水位痕跡は、査定時に分かるようにしておくこと。

○ エプロン舗装・水叩き等の土中基礎の吸出し被災は、調査孔を設けるなどし、現地査定時に確認できるようにしておくこと。また、搾孔した穴は、査定完了までそのままにしておくこと。

☆現地査定時に確認できないものは原則採択不可。

43

災害査定

- 消波ブロック堤等における丁張りの設置は、査定時に現地被災状況の把握に重要なものであり、現地での確認が容易にできるようにしておくこと。

☆現地の査定時間の短縮

- 水中部（干満帯を含む）の被災状況は、ポール又はテープ等を被写体に入れ写真を撮り、十分確認できる資料を準備すること。

☆特に水中部での位置確認ができること。

☆水中写真不可の場合は、被災状況を作図した平面図を準備のこと。

44

災害査定

- 机上査定を行う場合は、写真、図面等をあらかじめ十分整備する。

☆机上査定では現地での確認ができないため、写真等の資料で確実に被災状況が確認できるように準備すること。

☆離島などで行程上、机上査定となることが想定される場合も同様。

- 申請時の査定設計書は勿論のこと、指示事項に基づく訂正後の検算は、確実に実施すること。

☆必ず積算者以外の者が検算を行うこと。

45

法令手続き等の問題事例

被災事実があるにもかかわらず、手続き上の不備が原因で災害採択に支障をきたす事例が見られるので注意されたい。
(市町村管理港湾、港湾区域を拡大・縮小した港湾が多い。)

- ①災害復旧事業の対象施設とみなせない。
臨港地区の指定又は施設認定がされていない。
(陸域の港湾施設の場合)
- ②海岸保全区域に関する諸手続きがされていない。
 - ・海岸保全区域の指定がされていない。
 - ・港湾隣接地域が未指定。
 - ・海岸法第5条第4項に基づく協議がなされていない。

46

- ③台帳管理の不備。
 - ・港湾台帳と海岸保全区域台帳の様式を混同。
 - ・未登載、未更新。
- ④複数の管理者が管理している施設の管理区分が明確でなく、管理協定が結ばれていない。
- ⑤天然海岸における官民境界が不明確。
- ⑥公共施設として管理されているが、公共施設として存続させる必要性がないもの、又は占用させていることにより、実質的に公共性が喪失している。
- ⑦その他、災害復旧事業の対象となる港湾関係の公共土木施設であることの確認ができない場合等。

47

災害関連事業の概要



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

港湾関係の災害関連事業

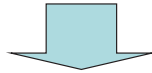


国土交通省

- ・災害関連事業
(一般関連)
- ・災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業
(環境関連)
- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
(流木関連)

災害関連事業(一般関連)の概要

○ 被災箇所の災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない(再度災害の恐れ)。



当該採択箇所 或いはこれを含めた一連の施設として改良施工を行う。

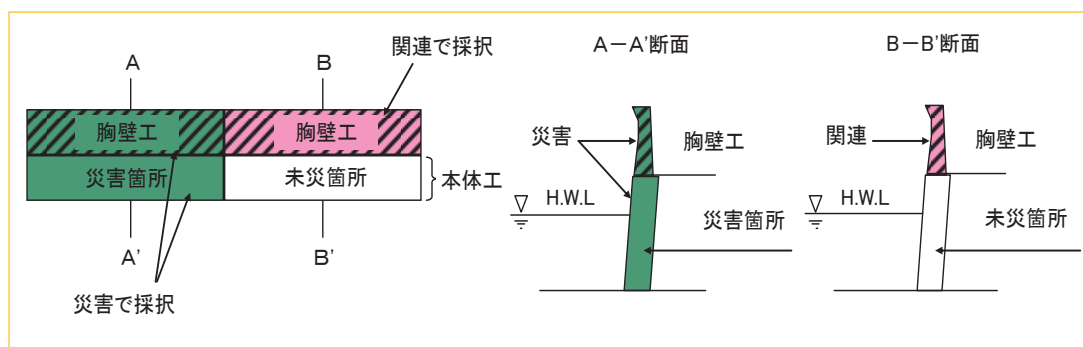
○国庫補助率は、 $1/2$ 。

※親となる災害復旧事業がない場合は申請不可。

50

災害関連事業の採択基準(例)

① 波浪により被災した護岸に災害復旧で胸壁を新設
→背後の広域的防護のため、未済箇所も胸壁を新設



51

事業の概要

○港湾施設の災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被災を受けた港湾環境整備施設を復旧する事業。

○国庫補助率は、1／2。

※親となる災害復旧事業がない場合には申請できない。

52

対象施設

- | | |
|--------|--|
| 1. 海 浜 | 突堤、離岸堤等 |
| 2. 緑 地 | ①基本施設：花壇、門、通路、水道、ベンチ、野外卓、水飲場等 |
| | ②付属施設：遊歩道、石組、時計台、池、噴水、展望台、護岸、擁壁、暗渠、放送施設等 |
| | ③防災施設：耐震性貯水槽、備蓄倉庫 |
| 3. 広 場 | 野外劇場等の構造物 |
| 4. 植 栽 | 盛土、客土、柵等 |
| 5. 休憩所 | 構造物及び内外装一式 |

53

事業の概要

- 洪水、台風等により漂着した、あるいは外国から海岸に漂着したと思われる流木及び漂着ゴミ等を緊急的に処理する事業。
- 国庫負担率は、予算補助1／2。

※本事業単独で申請可。

大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化



平成29年1月13日
都市局 都市安全課
水管理・国土保全局 防災課
港湾局 海岸・防災課

「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」について ～被災地の復興をより迅速に進めます～

国土交通省では、大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」を平成29年の発生災害から実施することといたしました。

災害査定の効率化(簡素化)をより迅速に開始できるように事前に実施する内容と激甚災害指定の見込みが立った時点で実施することを位置づけたもので被災施設の早期復旧を促進し、被災地の早期復興をより一層支援することが可能となります。

これまで、災害査定の効率化(簡素化)については、個別の災害毎に被災の状況に応じ関係機関と調整を行ったうえで効率化(簡素化)の内容を決定していたため、申請者への通知に約1箇月を要していたところです。

事前ルール化することによって、災害査定が終了するまで110日程度の期間がかかっていた場合、60～70日程度で終了できるようになります。

詳細は別添資料をご参照ください。

事前ルール化及び水管理・国土保全局所管の施設に関する問合せ先 水管理・国土保全局防災課 災害査定官 西 (代表) 03-5253-8111 (内線 35715) (直通) 03-5253-8458 (FAX) 03-5253-1607
都市局所管の施設に関する問合せ先 都市局都市安全課 課長補佐 下平 (代表) 03-5253-8111 (内線 32352) (直通) 03-5253-8402 (FAX) 03-5253-1587
港湾局所管の施設に関する問合せ先 港湾局海岸・防災課 災害査定官 藤原 (代表) 03-5253-8111 (内線 46737) (直通) 03-5253-8690 (FAX) 03-5253-1654

大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化について

- 【背景】
- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
 - ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定の効率化（簡素化）」を実施。**
 - ・しかしながら、個別の災害毎に効率化（簡素化）の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
 - ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定の効率化（簡素化）の 具体的内容を決定することが必要。**

【事前ルール化】

- ・**カテゴリーS：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表**がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部（政府）が設置**された災害
(過去の事例：東日本大震災（H23）)
- ・**カテゴリーA：激甚災害（本激）に指定又は指定の事前公表**がされた災害
(過去の事例：熊本地震（H28）、台風12号（H23）、新潟県中越地震（H16）、阪神淡路大震災（H7）などを含む14災害）
- カテゴリーS・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化（簡素化）を実施**

災害査定の手続きの効率化（簡素化）の主な内容

- ①**机上査定限度額の引上げ**（カテゴリーSは被害件数の概ね9割、カテゴリーAは被害件数の概ね7割となる金額まで引き上げる）
(原則：300万円) (参考：過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 1,000万円)
：会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ②**採択保留額の引上げ**（カテゴリーSは採択保留件数の概ね9割、カテゴリーAは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる）
(原則：4億円) (参考：過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円)
：現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③**設計図書の簡素化**
：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

56

港湾関係災害用語集①

	用 語	解 説
①	災害査定	港湾施設等が異常な天然現象により被災した場合に、国土交通省港湾局の災害査定官と財務省の立会官が現地にて災害の状況を確認し、災害復旧事業に要する費用を調査すること。
②	再調査	事業の決定を受けた災害復旧事業のうち、前々年災に係わるものについて、その後の状況変化等に即応した適正な事業費を調査することを目的としたもの。
③	直轄災	直轄組織（北海道開発局、地方整備局）が災害復旧事業を行うもの。災害の規模等に応じて国土交通大臣自らが災害復旧事業を実施すべきと判断し、港湾管理者と協議を行って実施するもの。
④	補助災	港湾管理者が災害復旧事業を行うもの。
⑤	ウチテンゾク内転属	復旧工事施工中又は着手前において再被災が生じた場合、前の災害の未施行工事分又は未着手工事費は、後の災害に含めて一箇所とし新規災害となる。この時、前と後の災害とが発生年が同じ時をいう。
⑥	ウチミセイ内未成	上記⑤において、前と後の災害とが発生年を異にする時をいう。
⑦	応急工事	港湾施設又は海岸が被災して人命財産に危険を与え、又公共施設の増破が予想される場合、これらの損害など最小限に止めるため査定前に緊急に適当な応急措置を講ずることをいう。
⑧	災害関連事業	被災が激甚で未災箇所も含めた一連の施設について再度災害を防止し、かつ構造強化、機能向上を図るため改良復旧を行う事業をいう。一般関連、環境関連、流木関連の3種類ある。補助率は原則 1 / 2。

57

	用 語	解 説
⑨	保留工事	申請設計に対し国庫負担の対象とすることに疑義がある場合、査定官の見解のみでは問題がある場合、又は金額が著しく大きい場合には本省に帰庁の上、検討し解決する工事をいう。
⑩	セコシコウジ 施越工事	災害復旧事業費の決定後、特に緊急復旧工事を要する箇所について国庫負担金の交付を待たず、費用を地方公共団体が一時立て替えて行う工事をいう。
⑪	ゲキジンサイガイ 激甚災害	国民経済に著しい影響を及ぼしかつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害を政令で指定している。
⑫	セイコウニンテイ 成功認定	災害復旧事業が完了したときは、その事業を精算し当該災害復旧事業を完了する日の属する年度経過後遅滞なく成功表を添付して国土交通大臣にその事業の成功の認定をしなければならない。
⑬	一部成功認定	一部成功認定とは、同一年災害が一部成功したことをいい、毎会計年度、当該年度に国庫負担の対象となった箇所について成功認定を行うことをいう。
⑭	全部成功認定	全部成功認定とは、同一年に発生した災害復旧事業の箇所が全部完了したときに同一年災を全体としての成功認定を行うことをいう。
⑮	ミチャクシュコウジ 未着手工事	未着手工事とは、査定以降の再調査時において未契約の工事をいう。事業費決定後の事情変化に即応した国庫負担の対象となる工事を算出して調査額とする。